

低圧電気取扱業務特別教育とは？

一般的に、低圧の電気(直流 750V 以下、交流 600V 以下)は事業場や工場などの作業者が用いる周辺の電気機器にて使用されています。

作業者が感電する恐れがある場合には、労働安全衛生法第59条 3 項に定められている、危険又は有害な業務に就かせる時には「特別教育」を事業者にすることが義務付けられています。

本特別教育対象の低圧電気業務とは以下の内容となります。

- ・低圧の配電盤内の低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作業務

必要な教育を行わなかった事業者や、教育を受けていない作業者が低圧電気を取り扱った場合、事業者に対しては 6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金、作業者に対しては 10 万円以下の罰金が科されます。

このような罰則を避けるためには、事業者は低圧電気取扱特別教育を実施し、作業者は教育を受けて修了証書を取得する必要があります。